

令和3年（行ウ）第11号　日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出差止  
請求住民訴訟事件

原 告 荒 川 照 明 外4名

被 告 茨城県知事 大井川 和彦

## 意見陳述書

2024（令和6）年8月29日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係　御 中

原告ら訴訟代理人弁護士　木　南　貴　幸

原告ら第9準備書面に基づき、以下のとおり陳述する。

### 1 はじめに

原告ら第9準備書面は、被告準備書面(7)の各項目に反論を行うものですが、ここでは主に原告鈴木鐸士氏の意見書に基づく反論部分について陳述します。

### 2 日立市の池の川処理場の能力について

(1) 被告準備書面(7)4~6p では、池の川処理場は昭和 53 年から予防保全型の維持管理が行われており、日立市では、令和 6 年 3 月に「令和 5 年台風第 13 号に係る日立市災害復旧基本計画」を策定するなどして、適切に復旧と今後に向けた対策を講じている、などと主張しています。

しかし、日立市の池の川処理場については、令和 5 年 9 月の台風によって被災し使用不能になっており、同市の維持管理は災害の発生に対して何の意味も

なかつたということを意味しています。また、結局は現時点においてまだ十分な対策は講じられていないし、今後予定されている計画がうまくいく保証は全くないということです。

(2) 被告準備書面(7)4pによると、本件処分場から池の川処理場に送られる排水の量は、 $400\text{ m}^3/\text{日}$ です。しかし、水防法以下の法令が想定する一日雨量である $690\text{ mm}/\text{日}$ の雨が降った場合、本件処分場からは、 $6\text{ 万 }4170\text{ m}^3$  ( $0.69\text{m} \times 9\text{ 万 }3000\text{ m}^3$ ) の浸出水が発生し、この量は浸出水調整槽の容量である $2\text{ 万 }8000\text{ m}^3$ の2.29倍となります。今後、十分に想定される3日間の降雨量が $1000\text{ mm}$ に達したような場合には、浸出水の発生量は $9\text{ 万 }3000\text{ m}^3$ となり、浸出水調整槽の容量の3.3倍となってしまいます(甲42・3p)。

被告準備書面(7)9pによると、本件処分場内に内部貯留できる水量は $2\text{ 万 }9925\text{ m}^3$ ということですから、このような雨が降った場合には、調整槽ばかりか、処分場での内部貯留もできないということになります。

このような水量の浸出水が発生した場合、池の川処理場には $400\text{ m}^3/\text{日}$ を大幅に超える排水が送られることになるか、鮎川に放流することになりますが、被告や日立市は、池の川処理場という重要施設を保全するため、鮎川に放流することを選択するものと考えられます。

したがいまして、被告の計画は、水防法が予定するような降雨量を想定せず、池の川処理場に送水する浸出水の計画も杜撰ですから、同処理場に送水されず、に鮎川に放流される事態が発生する可能性は高いものといわざるを得ません。

### 3 被告が想定する浸出係数 0.59について

- (1) 被告準備書面(7)7pで被告は、整備要領(乙11)に従って、そこに記載された計算式に基づいて算定した結果、本件処分場の浸出係数は0.59としたのであり、何ら問題はない、などと主張しています。
- (2) しかし、整備要領が記載している浸出係数は、1カ月にわたる長期の降雨量

の平均的な蒸発割合を示すものであり(計算式は、実蒸発散量 E1/平均月間降水量 I)、一日程度の短期間の豪雨時に発生する浸出水を算定するには適しません。このような場違いの数値を用いるのは、明らかな誤りなのです(甲 42・1p)。

浸出係数 1 を用いた原告らの計算は、実態を踏まえた現実的な計算である一方、浸出係数 0.59 を用いた被告の計算は、実態と乖離した机上の数式を用いた誤った計算と言わざるを得ません。

(3) この浸出係数の点に関連して、被告準備書面(7)8pにおいて、被告が、乙 103 号証に基づく 1 時間降水量 93 mm または 97 mm の雨が 3 時間半継続して降った場合の浸出水発生量は 781 m<sup>3</sup> または 815 m<sup>3</sup> であり、欺瞞的な計算など行っていない、などと述べています。

しかし、被告の主張に従った計算をしたとしても、1 時間降水量 93 mm または 97 mm の雨が 3 時間半継続して降った場合の浸出水発生量は、それぞれ 1 万 7860 m<sup>3</sup> ( $0.093 \text{ mm} \times 9 \text{ 万 } 3000 \text{ m}^2 \times 3.5\text{h} \times 0.59$ )、1 万 8628 m<sup>3</sup> ( $0.097 \text{ mm} \times 9 \text{ 万 } 3000 \text{ m}^2 \times 3.5\text{h} \times 0.59$ ) となるはずです。

被告準備書面(7)8p によると被告は、本件処分場の埋立地について、浸出係数が 0.59 であるから、発生する浸出水量は降雨量 1 mm の時に約 57 m<sup>3</sup> となるとしながら、この 57 m<sup>3</sup> を 24 で割って 1 時間当たりの浸出水発生量を 2.4 m<sup>3</sup> と計算をしているようです( $57 \div 24 = 2.375$ )。しかし、1 mmあたりの浸出水発生量 57 m<sup>3</sup> という数値は、1 日当たりの発生量ではなく、あくまでも降雨量 1 mmあたりの発生量であるから、この数値を 24 で割って 1 時間当たりの発生量を出すという計算は誤りです。被告は、浸出水発生量を大幅に少なく見せようとして、このような欺瞞的な計算をしたものと考えられます(甲 42・2p)。

#### 4 防災調整池容量決定に関する問題について

(1) 原告らの、被告の計画は水防法以下の法令が想定する雨量の雨が降った場合には到底対応できるものではないという主張に対し、被告準備書面(7)11～14p

で被告は、これまで同様、整備要領や調整池技術基準に基づいた計画をしてい  
るので問題はない、という主張をしています。

(2) しかし、被告の計画は、想定している降雨量の点等も含めて、本件処分場予  
定地やその下流部の防災・水防と全く関係のないものであることは、これまで  
に原告らが主張してきた通りです。

(3) また、原告ら第7準備書面8pにも記載したように、被告が作成した「開発行  
為の技術基準」には、開発行為を行う場合の排水については、「計画排水区域は、  
雨水については開発区域を含む地形上の流域とし、汚水については開発区域と  
する」と定めています(甲26・17~18頁)。したがいまして、防災調整池の容量  
を算定するにあたっての対象流域は、唐津沢流域全域とされるべきであり、そ  
れは118.30haとなります。

実際に、唐津沢流域は広大な流域であり、特に本件処分場よりも上流域の  
62.09haの下流端は、豪雨時には漏斗の出口のようにその上流域の雨水を集め  
て、激甚な洪水流を生ずる地形となっています。この洪水流は、地形上、本件  
処分場に流入する可能性が極めて高いのですから、この流域の雨水を防災調整  
池の容量に加えることが、本件処分場の安全性を確保するためにも、下流域の  
水防・防災の観点からも必要です。

さらに、これまで何度も述べてきたように、西側流域81.47ha(このうちの  
62.09haが、上記の上流部である)の雨水については、被告が主張する道路側溝  
によって十分な排水ができるという証拠は全くありません。そもそも道路には、  
分水嶺としての役割、確実な隔壁としての役割はなく、調整池の容量対象面積  
から外した独立の集水域とされるべき理由はありません(甲42・4~5p)。

(4) 次に、被告が提出した乙102号証の調整池流域図によると、調整池の容量算  
定対象面積は34.41haとされています。しかし、調整池の容量算定に用いられ  
る面積は、これまで36.83haとされてきたのであり、この数値の変更は理由が  
不明です(甲42・5p)。

(5) 水防法以下の法令が想定する大雨が降った場合に必要となる防災調整池の容量は41万5300m<sup>3</sup>となるところ(甲44・5p)、被告及び事業団が計画する容量は2万9757m<sup>3</sup>に過ぎません。

現在は唐津沢湖があり、上記のような大雨が降っても十分な貯水容量がある(57万2600m<sup>3</sup>)ため、下流の水害防止に極めて重要な役割を果たしていますが、本件処分場が建設されると、防災調整池の容量は上記のように非常に僅かになってしまうのであり、大雨が降った場合にはその大部分が鮎川に放流されることから、下流域の水害を大幅に助長することになるのです。

以上